

令和6年2月14日

男山中学校PTA会員各位

PTA規約の改定について

日頃は、本校のPTA活動並びに教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。この度、2月度のPTA本部役員会におきまして、PTA規約（会費）の改定について協議いたしました。

今般のPTA活動の縮小に伴い、経年にわたり支出の精査を行い、令和6年度より会費の見直し（現行の月200円から150円への変更）を行うことといたします。あわせて、今年度の紙面総会で寄せられましたご意見（「尚、必要に応じて臨時会費を徴収することができる」）も協議の上、令和6年度より削除することといたします。

今回の改定案につきまして、会員の皆さまにお諮りし、過半数の承認をいただいた上で規約定を改定させていただきます。内容をご確認いただき、承認していただける場合は「承認する」に○を、承認していただけない場合は「承認しない」に○をしていただき、その理由も添えて、令和6年2月22日（木）までに担任までご提出ください。

よろしくお願いいたします。

1 八幡市立男山中学校PTA規約 に関して 改定部分は取り消し線のあと太字にて表示

（会費）

第11条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。会費は会員一家庭につき月額~~200円~~150円とし、会費の変更は総会において変更する。尚、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

きりとり線以下の提出をお願いします。

----- き り と り せ ん -----

令和5年度 PTA規約の改定について

承認します

承認しません

承認いただけない場合の理由

どちらかに○をしていただき、令和6年2月22日（木）までに担任の先生に提出してください。

【 】年【 】組 保護者（会員）氏名【 】